Start

## 1 (7月1日) 法律相談

成年後見制度とは、精神上の障害により判断能力がない方や不十分な方（本人）に代わって、法的に権限を与えられた後見人等が、財産管理や身上監護を行い、本人を保護・支援する制度です。

成年後見制度には、**法定後見制度**と**任意後見制度**があります。法定後見制度には、本人の判断能力に応じて、**後見**、**保佐**、**補助**の３つの類型があります。判断能力を常に欠く状態のときは、後見の対象となり、財産に関するすべての行為について成年後見人が代理することになります。

＊判断能力が不十分な場合は、その程度に応じて、保佐や補助の対象となり、保佐人、補助人が選任されます。（Q&A参照）

**借主さんに対し建物明渡しを求める訴訟をするには、お父様に一定の判断能力（訴訟能力）が必要です。今の状態ですと、訴えを起こしても、訴訟能力がないという理由で訴えを却下されてしまうおそれがあります。確実に解決するには、家庭裁判所に後見開始の審判をしてもらったうえで、後見人が代理して訴訟を提起したほうがよいでしょう。**

**後見の申立てをするか、その場合誰が後見人候補者になるか、ご家族内でよく話し合ってきてください。**

私の父は80歳ですが、認知症が進んで、最近ではあまり家族の顔も分からないような状態です。父名義の賃貸アパートがあるのですが、父の具合が悪くなってからは私が管理しています。ところが、借主さんがもう半年間も賃料を滞納していて、何度請求しても支払ってもらえず困っています。裁判をして退去を求めたいと思うのですが、どうしたらいいでしょうか。

弁護士　弁護士　依頼者

## 2 (7月10日) 委任契約締結

当事務所における成年後見申立ての弁護士費用は、21万円です。また、医師による鑑定が必要となる場合、その費用として５万円から多くて20万円程度を別途ご用意いただくことになります。印紙の購入や必要書類の収集等のための実費は別途お預かりします（当事務所の報酬規程についてはHPをご参照ください）。

依頼者

家族で話し合った結果、後見の申立てをすることと、私が後見人候補者となることにみな賛成してくれました。申立ての手続をお願いしたいと思います。

分かりました。では、委任契約書を作成しましょう。

1ヶ月くらいで必要書類を収集、整理して、打合せをして申立書を作り、申し立てましょう。

弁護士

## 3 必要書類の収集

診断書の書式は家庭裁判所に用意されています。親族の同意書が提出できると、比較的スムーズに手続が進みます。

その他に必要となる書類として、申立人の戸籍謄本、本人の戸籍謄本・戸籍附票・登記事項証明書、成年後見人等候補者の戸籍謄本・住民票・身分証明書・登記事項証明書等があり、資産や収入がある場合はその資料（不動産登記簿謄本など）も必要となります。

弁護士

お父様の状態についての医師の診断書が必要になりますので、病院で診てもらってください。

また、あなたが後見人になることについてご家族が賛成しているということですので、同意書を書いてもらってください。

## 4 (8月10日) 打合せ（申立書、申立書附票、財産目録作成）

申立てに至った経緯や、誰が後見人になるのが望ましいかなどをまとめて、申立書を作りましょう。また、お父様の生活状況、資産等や後見人候補者であるあなたの生活状況等について、申立書附票にまとめます。

弁護士

依頼者

医師から診断書をもらってきました。やはり、財産を管理・処分することはできないとのことでした。

また、母と兄、妹から同意書をもらってきました。

## Q&A

**Q 任意後見制度とは？**

**A** 本人が、将来判断能力が不十分になったときに備えて、あらかじめ任意後見契約を結んで任意後見人を選んでおきます。その後判断能力が不十分となった場合、家庭裁判所が任意後見監督人を選任すると、契約の効力が発生し、任意後見人が後見事務を開始します。契約の内容は本人の希望に応じて設定できます。契約書は、公正証書により作ります。任意後見人には親族や友人のほか、弁護士等の専門家や、社会福祉協議会等の法人もなることができます。

**Q 保佐人や補助人はどのようなことができるのですか？**

**A** 保佐人は、本人の行う一定の重要な行為について同意したり、取り消したりします。また、家庭裁判所で認められれば、特定の法律行為について代理することができます。補助人は、本人の望む特定の法律行為について、代理、同意、または取消しができます。

**Q 最近、高齢者が悪徳な業者に騙されて財産を奪われたという報道がよくされますが、このような被害の予防に後見制度が役に立ちますか？**

**A** 悪徳な業者が、判断能力に衰えの見え始めた高齢者の老後資金や年金を狙って、無意味な工事や価値のない金融商品の購入を勧誘する事件が増えています。被害を予防するためには、高齢者を孤立させないことや、勧誘を受けた際に弁護士や消費生活センターに相談することのほか、成年後見制度の利用を検討することも重要です。たとえば、保佐開始の審判を受けていれば、本人が保佐人の知らないところで、重要な財産に関する権利を失う契約を結ばされてしまっても、契約を取り消すことができます。





# 裁判所までひとっ跳び

◎加齢や病気により、本人の判断で資産を管理・処分するのが難しくなったとき、どうすればよいでしょう。

問題を解決する一つの手段として、後見開始の申立てがあります。申立ての手続を弁護士に委任した場合、弁護士がどのように活動し、手続がどのように進行するのかを、横浜家庭裁判所に申し立てた場合を例にまとめてみました。

## 6 調査官による調査

本人、申立人、後見人候補者から事情や意見を聴取します。その他の親族に対して意向を伺うこともあります。

資産の内容、現在の状況、誰が後見人になるかついての意向などをお聞かせください。

はい。

申立人（依頼者）　家庭裁判所調査官

## 7 精神鑑定

申立書や診断書より判断能力がないことが明らかなときには鑑定が行われない場合もありますが、原則として鑑定が必要です。鑑定を依頼してから鑑定書提出までは大体1～2ヶ月程度です。

印紙（収入印紙800円、登記印紙4000円）や郵便切手（後見申立ての場合合計2800円分）を用意し、必要書類を整理します。

事務局

## 8 (10月15日) 審　判

親族間で財産の管理方針に食い違いがあるような場合、後見人に弁護士、司法書士、社会福祉士など中立的立場の第三者が選任されることもあります。

裁判官

（決定）
後見を開始する、成年後見人として＊＊を選任する

## 9 告知・通知

裁判所から審判書謄本が届きました。

依頼者

審判書謄本が届いてから２週間以内に不服の申立てがなければ審判が確定します。

## 10 登　記

家庭裁判所から東京法務局に登記の嘱託をします。

戸籍に記載されることはありません。

## 11 成年後見人の職務開始

弁護士

今後は、成年後見人として、お父様の意思を尊重しながら、財産の管理と、生活や療養・介護に必要な手配を行ってください。

まず、財産目録と後見事務計画書を作成して家庭裁判所に提出してください。その後も家庭裁判所から求められたときに財産管理などの事務の状況を報告してください。また、居住用の不動産の処分については、家庭裁判所の許可が必要となります。

後見人の職務についてご不明な点があればご相談ください。

依頼者

「成年後見人の職務について」という書類が送られてきました。

ありがとうございました！

弁護士　依頼者

## 5 (8月15日) 申立て

管轄の家庭裁判所に必要書類を添付して申立てをします。

弁護士

本人の住所地、居所地を管轄する家庭裁判所に申し立てます。申立てができる人は、本人、配偶者、四親等内の親族等です。